

防災訓練の取りまとめについて

1. 概要

実施日時 令和7年6月1日（日）8：30～11：00

参加者 836世帯、1,331人（避難場所への避難）

訓練内容

- ①「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」の指定を踏まえた避難行動
- ②自治区、自治会長・組長を中心とした避難場所の開設と避難状況報告
- ③役場職員による災害対策本部の運営
を主な目的とした情報伝達訓練、避難及び避難誘導訓練
- ④消防団による消火栓通水確認

2. 地区での話し合い

- ①住居及び避難経路、避難施設の安全性について
- ②避難場所での災害への備え（通信手段の確認など）について
- ③避難行動要支援者の避難補助について
- ④その他防災に関すること

※話し合いの状況（主な意見）は4に記載

3. 総括

- ・令和3年7月豪雨を始めとしたこれまでの災害の経験や令和5年の防災訓練などを踏まえて、備蓄品の準備や連絡体制の整備、地区内の危険箇所を共有されている地区が多くあり、その他の地区においても今回の訓練をきっかけに災害時の備えの必要性を共有された地区が多くあった。
- ・また、地元の防災士からの話が行われた地区や、今後は地震・豪雪時を想定した話し合いの場を設けていきたいといった防災に対する前向きな意見もあった。
- ・防災訓練にあわせて実施した消防団による消火栓通水確認では、問題なく通水確認ができた分団がある一方で、水が出ることは確認したが、水が濁ることを懸念し、勢いよく水を出さなかった分団もあった。
- ・今回の防災訓練を通じて、河川浄化の推進や避難経路の改良、要支援者名簿の登録への行政の関わり、防災訓練の周知方法など、防災について様々な要望もいただいている。今後も防災訓練や地域での出前講座、防災研修

等を通じて、地域の皆様と連携しながら、課題の解決に向けて取り組んでいく。

4. 地区での話し合いの状況（主な意見）

①住居及び避難経路、避難施設の安全性について

- ・ハザードマップで危険箇所について日頃から確認しておく事が大切になってくる。
- ・災害や状況によって各家庭で避難の方法を日頃から確認しておく。
- ・集落内の家屋の殆どがレッドゾーンになっており、早目の避難をする必要がある。
- ・集落内ではイエローゾーンが多く、レッドゾーンもあるので早目の避難が必要。高齢者等避難発令された時から避難を開始しても良い。
- ・災害はいつ起こるか予想ができない。普段から地域で話し合い、声掛けが必要な要救助者がいる場合は、誰と一緒に避難するかを決めておく必要がある。
- ・避難場所までの経路を事前に確認し、緊急時の連絡方法、集合場所を決めておく。
- ・避難経路と浸水を防ぐ土嚢の準備を考えておかないといけない。予め土嚢を用意する場合は白色の安価な物より劣化を防ぐ黒色土嚢の使用を考える。
- ・避難者全員でハザードマップにおけるレッドゾーン・イエローゾーンを確認するとともに、実際に３年に発生した豪雨災害の状況について話し合い、今後の災害発生時における対応について検討した。
- ・防災マップをプロジェクターで投影し、各戸の周辺の状況を再確認した。

②避難場所での災害への備え（通信手段の確認など）について

- ・集落民の多くが登録しているLINEグループがあるので緊急時の連絡や安否確認に使う。
- ・豪雪による災害も考えられる。そのため毛布や石油ストーブなど電気がなくても使用できる物を備えておくという案も出ている。
- ・水や非常食は各自で準備しておくことにした。
- ・自治会長による連絡先の確認を行った。

- ・ 停電時の対応として集落の農業法人が所有する“発電機”を利用することとしているが通常での稼働を確認していなかった。定期的に点検し稼働することを確認することにした。
- ・ 非常時に推奨される準備品はたくさんあるが、あれもこれも準備しておくことは現実的ではない。大雨時は別として地震時にはなにも手にできずに避難してくる方のために少なくとも一日も待てない必需品だけでも準備しておくのはどうかとの意見があり、女性の生理用品についてトイレットペーパーと同様に施設の日用品として常備することにした。
- ・ 携帯電話のコードは皆さん用意できているが停電の際は使えないのでバッテリー等用意したい。
- ・ 防災食、水、毛布などの備蓄を確認した。簡易トイレを購入することにした。
- ・ 高齢者等避難が出た時、避難場所の鍵を開けておく。

③避難行動要支援者の避難補助について

- ・ 要支援者はいなかったが、数名の支援が必要。役割分担を決めた。
- ・ 高齢者等へは自治会長等が避難についての確認を随時行い、安否確認を行う。
- ・ 要支援者はいないが、足腰が悪い方が避難できるか疑問がある。自治会で車いすを確保した方がいいかもしれない。
- ・ 避難行動要支援者の届出は出されてないが、注意しておかなければならない世帯がある。災害が起きた場合、近隣の男性 2 名で世帯を訪れ確認をする体制になっている。
- ・ 避難行動要支援者の避難補助については、民生委員、組長、自治会長の役割が決められているが、現実的にはマニュアル通りいかないことが想定されるので、まずは隣近所で声を掛け合って避難行動をすることを再度申し合わせた。
- ・ 要支援者の現在の状況と支援する側の状況が変化していることを認識し合い、今後の支援体制について確認し合った。
- ・ 避難を必要とする高齢者、障がい者等の把握、避難時の安否確認、声掛け、補助の担当は決めている。
- ・ 要支援者の誘導は決めているが、誘導者が不在時の対応としてサブを決める。

- ・要支援者は基本的に誘導者を待って行動とするが、危険を感じた場合は連絡して行動するようにする。

④防災に関すること

- ・今回は豪雨災害の時の話し合いだったが、地震・豪雪時を想定した話し合いの場も設けていきたい。
- ・出来るだけ孤立しないように、天気予報には気を配って、早目に避難するよう、集落内で連絡をとり合ってやっていくことを共通認識とした。
- ・過去にあった災害を時々話してみる。(忘災から防災へ)
- ・訓練は自治会主導で行えばよい。
- ・参加者と共に防災について話し合いができてとてもよかった。現状確認も含めて防災訓練の必要性を感じた。
- ・避難経路の確認、行動など改めて防災意識の大切さを感じた。いざという時に慌てずに冷静に行動することの重要性、又、防災訓練の継続的な実施、地域の防災意識を高めていくことが重要。
- ・防災士から、お話をしていただいた。
- ・万が一の大災害に備え、日頃から防災に関する知識を身に付けておく事が大切だと参加者で共有した。

⑤その他の主な意見（質問等）

【避難施設について】

- ・赤名小学校の裏山が心配。
⇒県が事業主体で、防災・安全交付金事業として急傾斜地崩壊対策整備が進められています。
- ・谷笑楽校が避難場所ではないのはなぜか。
- ・佐見会館は佐見川沿いであり、河川が氾濫したら不向きである。その場合は「みせん」へ避難するのか。(保健福祉センターは、要介護の方専用と聞いている)
⇒避難場所の中には安全性が不十分な施設もあり、これまでも指摘がありました。早い段階で他の避難場所へ避難するなど、地域の実情に合わせた行動をとっていただきたいと思います。なお、保健福

祉センターは福祉避難所となっていますが、指定緊急避難場所でもありますので、要介護者以外の方も避難できます。

また、地域防災計画の見直しに合わせて避難施設の見直しも行いますので、地域での話し合いにより避難場所の追加、変更の希望がありましたらお知らせください。

- ・避難施設の庭が雨天の場合、ぬかるんで高齢者の方の車椅子使用が困難になる。長靴を履くのが困難な方もおられる。以上のことから庭の舗装の支援を要望したい。

⇒施設整備にあたっては優先順位を付けて取り組んでいく必要があり、まずは洋式トイレの設置などの施設内の改修が行われるよう支援をしてまいります。

- ・ペットを避難場所に連れて来てもいいか。室内に入れてもいいか検討ください。

⇒ペットと一緒に避難した場合、室内（人の生活スペース）にペットを連れて入ることは、他の避難者への配慮や衛生面から制限が必要です。被災規模によって異なることも想定されますが、ペットの飼育場所についてもあらかじめ話し合いをしていただきたいと思います。また、ペット用のケージ・食料・排泄用品などは各自で持参し、飼い主が責任をもって飼育するようお願いします。

- ・避難場所へ非常食等の準備は必要か。
- ・賞味期限もあり、何人分を何日用意するのか。
- ・役場の備品、備蓄品がどれだけあるのか。どのぐらいの被害でどのぐらいの支援を受けられるのか分からない。
- ・担架、車椅子の必要性が考えられるので要望。
- ・避難場所には災害備蓄品は全くなくて、町がプレハブ倉庫などを設置してもらい、少しでもいいから食料の備蓄が必要なものを備蓄してほしい。
- ・防災グッズの斡旋をしてほしい。
- ・奥真木公民館はライフラインのうち電源が落ちる可能性が高いので、せめて照明、携帯の充電の可能な発電機又は非常電源が欲しい。また、非常食の常備が公民館へもできないか。この2点について町の補助等

で可能か。

- ・みせん 1 階の駐車場に簡単な公衆電話があるが、しっかりとした電話ボックスに変更できないか。災害に強い公衆電話を避難場所に設置を望む。
- ・みせんに集まった人数と避難時間、日数を考えた時、トイレは大丈夫か不安。仮設トイレは用意してあるのか、食糧支援は早いですが衛生面は時間がかかると聞く。地震の場合は水洗トイレの使用ができない場合も考えられる。

⇒町では、役場と支所に非常食や簡易トイレ、簡易ベッドなどを備蓄して災害に備えています。各世帯においても 3 日間程度の非常食を備えていただきますようお願いいたします。備蓄品の斡旋も行いますので、ご希望の方はご連絡ください。

また、町では自治体や民間企業などと災害時の連携協定を締結し、災害用物資や機材の調達ができるよう取り組んでいます。災害に応じて必要な資機材が調達できるよう引き続き対策を講じます。

【避難経路について】

- ・川底が上がってきている。土砂を取り除いてほしい。
- ・Kさん宅（東上）の裏の川の木が倒れかけのため伐採をお願いしたい。
- ・牛谷の道路水路の土砂が溜まっており、水の流れを妨げている。

⇒河川浄化事業により緊急度の高い箇所から対応しますが、これまでに要望をいただいている地区もあり、順次対応してまいります。具体的な要望場所があればお知らせください。

- ・砂防ダムが建設されているが、土砂で埋まっており、砂防の機能が低下しているので洪水が起きる前に撤去してほしい。
- ・3 年の水害により、砂防に土砂が溜まっており、大雨、洪水が発生した時に不安がある。

⇒県管理施設については定期点検をされ対応されていますが、緊急度の高い箇所を県と情報共有しながら安全対策を進めてまいります。

- ・土砂崩落のおそれのある箇所が数箇所あり、改良が必要。
- ・避難経路に倒れたら支障になりそうな大木がある。
- ・都加賀、Fさん宅横道路法面崩落の危険あり。Oさん宅付近の道路法面崩れ。

- ・高校の排水の量が増えて昔の土管では対応しきれないので、検討してほしい。
- ・御下川の石垣が張ってきている。
⇒道路等への直接の影響がある箇所については、対応を検討しますので、該当箇所をお知らせください。
- ・張戸山手線の拡幅工事に伴い、Nさん宅横並びに近くのお寺横の山手側の掘削工事が行われているが、この間にある土砂災害特別警戒区域に指定されている所が道路拡幅工事の対象外のように手つかずである。警戒区域であるならぜひこの度の工事にあわせて改善いただきたい。
- ・横路地区のYさん宅前から安江に抜けるルートの拡幅が必要では。(小田、真木、横路地区から国道へ抜ける安全なルート)
- ・塚原のKさん宅上から三日市Mさん駐車場の間の防護壁がないのはなぜか。
- ・塚原のYさん宅より上の急傾斜地が危険箇所なのに防護壁ができないのか。
⇒対策が必要な箇所として県に要望してまいります。

【避難行動要支援者の避難補助について】

- ・現在のところ、地区に要支援者の登録はないが、高齢、車椅子移動の世帯がある（1世帯）。家族が同居しているが、防災（避難）への意識は希薄である様子。同居者がいるため、周りに支援を依頼しようにも理解を得ることは難しく、行政（福祉）の対応が望まれる。
- ・高齢者ばかりの地区であるため、今後どういう形の避難補助ができるのか（してもらえるのか）不安である。
- ・セコムの安否確認システムなど、情報機器の活用がこれからの時代は必要なのではないか。
- ・要支援者をどのように特定するのかよく分からない。
⇒実際に避難が必要な有事の際には、地域の自治区長、自治会長・組長が中心となって民生児童委員や防災士、消防団等と連携して各地域の要支援者の安否確認が必要となります。どの地域でも支援者が少ない課題があり、自治区単位又は地区（頓原・志々・来島・赤名）単位での対応等についても検討していただきたいと思います。
今回の話し合いで、災害時に自力での避難が困難なため、要支援者

として登録が望ましい方の確認もされて登録手続きをされているケースもあります。少しずつでも各地域での要支援者対応を進めていただきたいと思います。

- ・避難行動要支援者名簿が古いので新しくしてほしい。
- ・避難の固定電話番号の周知がされていない。要支援者の名簿に記入してほしい。

⇒毎年度4月に死亡転出等更新した名簿を配布しておりますが、新規に追加した方で固定電話番号の記載が無い方がありました。再度確認を行い、該当地区には記入したものを配布させていただきます。

- ・歩けない人は車で避難してもよいのか。

⇒歩行が困難な場合、ご自身や家族の車で避難していただくことは差し支えありませんが、災害の状況によっては、道路の通行が困難となる場合もありますので、早めの避難を心掛けてください。

- ・今回の訓練で、はじめから「自宅待機」ありきで行うのはどうなのか。「自宅待機の場合は、自治会長に連絡すること」と記すなど、どんな形でも訓練に参加してもらうよう促すべきではないか。

⇒多くの方に参加していただけるよう訓練の内容について検討していきます。

【その他】

- ・組入りされていない方の対応が分からない。
- ・自治会内で他地区へお住まいの方がおられるが、災害時の取り扱いはどうすべきか。
- ・自治会に入っていない方への支援をどうするか。

⇒避難情報等については、防災無線や告知放送で町民の皆様へ情報伝達を行いますが、地域で日ごろからの声かけなどにより、普段から「顔が見える」関係を構築していただきたいと思います。

- ・水道が被災した際には、地区内にある井戸水等の活用が対策としてあるが、その利用の適否について事前に検査をしておく必要あり。町での負担をお願いしたい。

⇒災害時の給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車

等で輸送する「運搬給水」を原則としますが、この給水方法が困難なため遊休井戸等を活用する場合などは、安全性を確認するため町で水質検査を行います。

- ・赤名地区には医療機関がない。災害時の応急手当等診療所的な場所が今後必要とされるのでは。

⇒現在は新たに診療所を開設することは考えておらず、災害時には救急告示病院である飯南病院や県、災害拠点病院などと連携し、必要な医療支援が円滑に行われるよう努めます。

- ・避難所が実際に開設された場合の流れが分からない。

⇒本町では、避難指示を発令した際に、集会所などの避難場所の開設を地元をお願いしています。このため、避難場所に置いていただくための「避難所開設手順書」を令和5年に配布しています。避難場所開設時の参考としてご活用いただくとともに、不明な点がありましたらお問い合わせください。

- ・元気な高齢者はどこに避難すればよいか。9：15の放送で聞いても具体的なことが分かりづらい。

- ・高齢者等避難発令時に避難場所の開錠は。

⇒高齢者等避難は、災害の危険が切迫する前に、避難に時間がかかる方へ早めの避難を促す段階で発令するものです。本町では本庁舎及び支所を避難先として開設していますが、地域での話し合いにより、高齢者等避難発令と同時に地元の避難場所を開設することを取り決めている自治会・組もあります。

高齢者等が安全に避難できるよう、地域の実情に応じた避難体制の検討をしていただきますようお願いします。

- ・訓練を行っているが形だけ。本番の想定で行わないと何が不安で不足していて、どんな支援が受けられるのか見えてこない。役場職員が参加し説明する等、少しでも不安をなくす努力も必要なのではないか。

- ・防災訓練に役場からは来ないのか。（訓練状況の確認等）

- ・町内在住の役場職員が少ないため、休日やいざという時、避難所に来てもらえるのか心配。

⇒本町では、避難指示を発令した際に、集会所などの避難場所の開設を地元をお願いしているため、今回の訓練では職員を避難場所に配置せず、自治会・組の自主性により訓練を行いました。職員についても災害時に適切に配置できるよう取り組んでいきます。

- ・ 今回の訓練について自治会回覧文書だったが、各戸配布していただくと意識が高まる感じがした。
- ・ 事前に確認したところ、防災訓練の日時を知らない人が多かった。回覧文書だけでは周知が不十分である。2～3日前に告知放送をすれば各戸への周知文書の配布が求められる。
- ・ 防災訓練について、予定を前日に連絡（告知放送）してほしい。

⇒防災訓練の周知については、これまで5月に自治区長様を通じて行っていました。多くの方に参加していただきたく、今回は4月に周知を行いました。周知から訓練日までに間が空くといった課題も出てきたため、今後の周知方法について、いただいたご意見を踏まえ対応します。

- ・ 志々自治区は志々支所の管轄区域と同じなので、情報伝達として組長から自治区長は不要ではないか。今回も組長から志々支所で対応した。
- ・ 町が避難者を確認するのが分からない。安否の「否」の人数こそを確認すべきではないか。

⇒災害時には、避難場所の状況や避難者数等の情報を正確に把握・伝達することが重要です。

必要な情報がリアルタイムに災害対策本部に伝わるよう、伝達する内容、方法について検討していきます。

- ・ イエローゾーン、レッドゾーンの違いが分からない方が多い。
- ⇒イエローゾーンはがけ崩れなどの災害が起きる可能性がある場所、レッドゾーンは災害が起きると建物の倒壊や人命への被害が大きくなると予想される場所です。

- ・ ハザードマップのない世帯がある。再交付してもらいたい。
- ・ 最新のマップはないか。
- ・ ハザードマップに作成年月日が入っていない。

- ・ハザードマップの字が小さい。
- ・もう少しよく分かるようなハザードマップにしてほしい。
⇒現在のハザードマップは令和3年3月（小田真木は令和5年3月）に作成したものとなっています。令和3年4月に全世帯に配布していますが、必要な場合は申し出てください。なお、ハザードマップについては、今後更新を予定していますので、より分かりやすいものとなるよう改善に努めます。
- ・Jアラートの声がかえって恐怖をあおる音声に聞こえるので勇気の出るような声に変えてほしい。
⇒Jアラートの音声は、災害時に危険を正確に伝えるため、国の基準に基づいて設定されています。このため、現在のところ音声の変更は予定しておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・今後、多様な災害が増えてくることが予想される。1年に1回程度はいろいろな想定での避難訓練も必要になってくるのでは。
- ・AEDの講習会実施。
⇒雲南消防本部ではAEDの使い方や心肺蘇生法などの講習会を実施しており、町や県、气象台などでは防災に関する出前講座を実施しています。研修内容、方法等について要望があればお気軽にご相談ください。
また、4月に各戸へ配布しました「飯南町防災ガイドブック」も参考にさせていただき、災害対策に役立ててください。

